七　法第六十条の二第一項第九号に掲げる事項に変更があった場合　次に掲げる書類

イ　［略］

ロ　新たに国内における代表者となった者に係る次に掲げる書類

［(1)～(3)　略］

(4)　法第二十九条の四第一項第二号ロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

(5)　法第二十九条の四第一項第二号イ又はハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該国内における代表者が誓約する書面

(6)　法第六十条の三第一項第一号ヌ（法第二十九条の四第一項第二号イに係る部分に限る。）に該当しないことを誓約する書面

（変更の届出を要する場合）

第二百二十三条　法第六十条の五第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～六　略］

七　役員等が第百九十九条第二号イ又はロに該当することとなった事実を知った場合

［八～十二　略］

（業務の内容又は方法等の変更の届出）

第二百二十四条　法第六十条の五第二項の規定により届出を行う取引所取引許可業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。

［一～十　略］

［号を削る。］

十一～十五　［略］

（許可申請書の添付書類）

第二百三十二条の五　法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

［一～七　略］

八　役員等が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

九　役員等が法第二十九条の四第一項第二号イ又はハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員等が誓約する書面

［十～十四　略］

（許可申請書記載事項の変更の届出）

第二百三十二条の七　法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の五第一項の規定により届出を行う電子店頭デリバティブ取引等許可業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第十九号の二により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写しのほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

［一・二　略］

七　［同上］

イ　［同上］

ロ　［同上］

［(1)～(3)　同上］

(4)　法第二十九条の四第一項第二号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

(5)　法第二十九条の四第一項第二号ハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該国内における代表者が誓約する書面

［加える。］

（変更の届出を要する場合）

第二百二十三条　［同上］

［一～六　同上］

七　役員等が法第二十九条の四第一項第二号イからリまでのいずれかに該当することとなった事実を知った場合

［八～十二　同上］

（業務の内容又は方法等の変更の届出）

第二百二十四条　［同上］

［一～十　同上］

十一　前条第七号に該当する場合（役員等が法第二十九条の四第一項第二号イに該当することとなった場合に限る。）　後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の審判書の写し又は後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の内容を記載した書面

十二～十六　［同上］

（許可申請書の添付書類）

第二百三十二条の五　［同上］

［一～七　同上］

八　役員等が法第二十九条の四第一項第二号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

九　役員等が法第二十九条の四第一項第二号ハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員等が誓約する書面

［十～十四　同上］

（許可申請書記載事項の変更の届出）

第二百三十二条の七　［同上］

［一・二　同上］